

所 得 控 除

(申告書中、3 所得から差し引かれる金額に関する事項及び 4 所得から差し引かれる金額に記入)  
「所得控除の種類」に( )がついているものは、領収書、証明書、明細書等が必要です。

所得控除の種類	所得控除の要件(内容)及び必要書類	控除額				
(13) 社会保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を支払った場合(配偶者等の特別徴収分は除く)	前年中の支払額の合計額				
(14) 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約の掛金や心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	前年中の支払額の合計額				
(15) 生命保険料控除	本人又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料を支払った場合 1 新契約(平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料分)の場合 2 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料及び個人年金保険料分)の場合 3 一般生命保険料と個人年金保険料に関して新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額 ※新・旧複数の契約がある場合は、1・2・3それぞれを計算し、有利な控除額を選択することができます。 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計適用限度額……70,000円	(支払った各保険料) 12,000円以下……支払った保険料の金額 12,001円～32,000円……支払った保険料×1/2+6,000円 32,001円～56,000円……支払った保険料×1/4+14,000円 56,001円～……一律28,000円  (支払った各保険料) 15,000円以下……支払った保険料の金額 15,001円～40,000円……支払った保険料×1/2+7,500円 40,001円～70,000円……支払った保険料×1/4+17,500円 70,001円～……一律35,000円  新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額(一般生命保険料又は個人年金保険料それぞれ上限28,000円)				
(16) 地震保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の地震保険料を支払った場合 1 地震保険料に関する保険料のみの場合 2 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約の保険料(旧長期損害保険料)のみの場合 3 地震保険料と旧長期損害保険料がある場合 4 一つの保険で地震保険料と旧長期損害保険料が備わっている保険に加入	支払った保険料の1/2の額(最高限度額25,000円) (支払った旧長期損害保険料) 5,000円以下……支払った保険料の金額 5,001円～15,000円……支払額×1/2+2,500円 15,001円～……一律10,000円  1と2それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高限度額25,000円)  地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらかの控除を選択				
(17) 寡婦控除	1 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次の①～③の要件をすべて満たすもの(⑮ひとり親控除を除きます。) ①扶養親族を有すること。②本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。③本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 2 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が不明な人で、次の①と②の要件を両方満たすもの(⑮ひとり親控除を除きます。) ①本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。②本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。					
(18) ひとり親控除	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の①～③の要件をすべて満たすもの ①前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子があること。②本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ③本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。					
(19) 勤労学生控除	学生でかつ前年の合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合					
(20) 障害者控除	本人、同一生計配偶者、控除対象配偶者又は扶養親族(16歳未満を含む)が障がい者の場合 ○障がいの判断日は前年の12月31日(年の中途で死亡した場合は、その死亡の日)です。	普通障害……一人につき26万円 (身体障害者手帳3～6級の人、精神障害者保健福祉手帳2～3級の人等) 特別障害……一人につき30万円 (身体障害者手帳1～2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人等) 同居特別障害……一人につき53万円(申告者と同居している特別障害者等)				
(21) 配偶者控除	同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である本人の配偶者 ※本人の合計所得金額が900万円超1,000万円以下である場合は、その合計所得金額に応じて控除額が遞減します。 (同一生計配偶者は…本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者(事業専従者を除く)がある場合をいいます)	納税義務者の合計所得金額 (給与収入の金額) 900万円以下(1,095万円以下) 900万円超950万円以下(1,095万円超1,145万円以下) 950万円超1,000万円以下(1,145万円超1,195万円以下) 1,000万円超(1,195万円超)	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
記入箇所は (2)と同じ						
(22) 配偶者特別控除	前年の合計所得金額が1,000万円以下である本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円超133万円以下の配偶者がある場合	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額 900万円以下:900万円超950万円以下:950万円超1,000万円以下			
記入箇所は (2)と同じ		580,001円～1,000,000円 1,000,001円～1,050,000円 1,050,001円～1,100,000円 1,100,001円～1,150,000円 1,150,001円～1,200,000円 1,200,001円～1,250,000円 1,250,001円～1,300,000円 1,300,001円～1,330,000円	33万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円	22万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円	11万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円	
(23) 扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円以下の扶養親族(配偶者及び事業専従者を除く)を有する者 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	○該当者の中で同居していない扶養親族がいる場合、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも記入してください。	一般[平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれの人(16歳以上19歳未満)及び昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの人(23歳以上70歳未満)]…33万円 特定[平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの人(19歳以上23歳未満)]…45万円 老人[昭和31年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)]…38万円 同居老親等(老人扶養親族のうち、本人及び配偶者の直系尊属で、本人及び配偶者のいずれかと同居を常況としている人)…45万円 平成22年1月2日以降生まれの人は、扶養控除の対象外ですが、市民税・県民税の非課税基準額算出などに必要なので、氏名等を記入してください。			
(24) 特定親族特別控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円を超える123万円以下である19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の扶養親族(配偶者及び事業専従者を除く)を有する者	○扶養の判断日は前年の12月31日(年の中途で死亡した場合は、その死亡の日)です。	所得金額	控除額	所得金額	控除額
			58万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下	45万円 41万円 31万円 21万円	110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下 21万円	11万円 6万円 3万円
(25) 基礎控除	前年の合計所得金額が2,500万円以下の人		納税義務者の合計所得金額			
			2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下			43万円 29万円 15万円
(26) 雜損控除	本人又は前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする配偶者やその他の親族に災害又は盗難などにより損害を受けた場合		次のいずれか多い金額 1 (損失額-保険等により補填された額)-(総所得金額等×10%) 2 災害関連支出-5万円			
(27) 医療費控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合		(前年に支払った医療費-保険等により補填された金額)-10万円又は総所得金額等(12欄の額)の5%(いざれか少ない金額)(限度額200万円)			
			「セルフメディケーション税制」については、国税庁ホームページをご覧ください。			

# 申告書の書き方

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの内容を記入してください。」この「申告書の書き方」は、一般的な事柄について説明しております。

已入例

## 令和8年度 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

(あて先) 塩尻市長		個人番号	1111111111111111
現住所	塩尻市大門七番町3番3号		
	台帳番号		
1月1日現在の住所	同上		
	管理番号		
フリガナ	シオ シツ タロウ		
	乗組又は載乗	塩尻商店経営	
氏名	生年月日		
	電話番号	0263-52-0280	
	世帯主の氏名	続柄	
令和8年2月1日提出	塩尻 太郎	明治大正昭和 年月日	塩尻 太郎 本人

●車業専門者

**事業専従者**  
あなたと同一生計の配偶者や親族(15歳未満及び被扶養者は除く)で、あなたの事業に6ヶ月を超えて専ら従事した人がいる場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」の欄に記入してください。なお、控除額は専従者の給与収入になります。

### 【給与又は控除額】

青色申告 専従者	税務署に届け出ている 青色事業専従者給与額	●令和8年4月1日に65歳以上の人 給与及び公的年金等以外の所得に 係る市民税・県民税を、給与から天引き するか、自分で納付するかを選択してく ださい。どちらにもチェックがない場合、給与 及び公的年金等以外の所得に係る市民 税・県民税も給与から天引きとなります。
白色申告 専従者	次の(ア)、(イ)のうち、いずれか低い金額 (ア) 500,000円(一般) 860,000円(配偶者) (イ) 事業専従者控除前の所得金額	

青色申告 専従者	税務署に届け出ている 青色事業専従者給与額
白色申告 専従者	次の(ア)、(イ)のうち、いずれか低い金額 (ア) 500,000円(一般) 860,000円(配偶者)
(イ)	事業専従者控除前の所得金額 $\frac{\text{事業専従者数} + 1 \text{人}}{\text{本人}}$

## 住 所 • 氏 名

- 現住所、1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主の氏名、続柄をすべて自書で記入してください。
  - 住所・氏名等の申告書印刷内容に変更があれば線を引いて訂正してください。

## 所得金額

(申告書中、1 収入金額等及び 2 所得金額に記入)

所得の種類	内 容		備 考	
事 営業等	製造業・飲食業・サービス業・医師・外交員・作家等		申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」の欄に記入するか、複雑なものは収支内訳書を添付してください。	
業 農 業	農産物の生産・家畜の飼育等			
不 動 産	地代・家賃等			
利 子	預貯金の利子等		所得税が源泉徴収されたものは申告不要	
配 当	株式の配当等(出資配当)		詳細は、市ホームページをご覧ください。	
[給与所得の速算表]		できるだけ源泉徴収票を添付してください。源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入してください。		
給 与 (収入はカ 所得は⑥)	給与等の収入 金額の合計額	給 与 所 得 の 金 額	給与等の収入 金額の合計額	給与所得の金額
	から	ま で	から	ま で
	650,999円まで	0円	円 1,900,000	円 3,599,999 給与等の収入 金額の合 計額を4で 割る(千円 未満の端数 を切り捨て) (算出金額:A)
	円 651,000	円 1,899,999	3,600,000	円 6,599,999 A × 3.2 – 440,000円
	650,000円 を控除した 金額		6,600,000	円 8,499,999 収入金額 × 0.9 – 1,100,000円
			850万円以上	円 850万円以上 収入金額 – 1,950,000円
公 的 年 金 等 (収入はキ 所得は⑦)	国民年金・厚生年金・共済年金など(できるだけ源泉徴収票を添付してください。) ※遺族年金・障害年金などは、非課税所得ですので記入しないでください。			
	[公的年金等に係る雑所得の速算表] 小数点以下は切り捨て			
	※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合の速算表です。1,000万円を超える場合については、国税庁ホームページをご覧ください。			
	受給者の年齢	(A) 収入金額の合計額		公的年金の雑所得
	65歳未満 (S36.1.2以後 生まれ)	0円~ 600,000円 600,001円~1,299,999円 1,300,000円~4,099,999円 4,100,000円~7,699,999円 7,700,000円~9,999,999円 10,000,000円以上		0円 A – 600,000円 A × 0.75 – 275,000円 A × 0.85 – 685,000円 A × 0.95 – 1,455,000円 A – 1,955,000円
	65歳以上 (S36.1.1以前 生まれ)	0円~1,100,000円 1,100,001円~3,299,999円 3,300,000円~4,099,999円 4,100,000円~7,699,999円 7,700,000円~9,999,999円 10,000,000円以上		0円 A – 1,100,000円 A × 0.75 – 275,000円 A × 0.85 – 685,000円 A × 0.95 – 1,455,000円 A – 1,955,000円
	業 務	原稿料、講演料、食料品の配達などの副収入		支払いの証明書等を添付
	その他	公的年金等以外の年金(個人年金保険)など、上記以外のものによる収入		
総合譲渡	機械・営業権など、不動産以外の資産の譲渡		保有期間5年以内…短期 5年超……長期 特別控除額 50万円	
一 時	生命保険の一時金、満期返戻金等		収入金額 – 必要経費 – 特別控除額(最高50万円)	
分離譲渡	土地・建物等の資産の譲渡		土地・建物・株式・先物取引などの譲渡による所得、山林・退職などの所得がある場合、担当までお問い合わせください。(別に分離課税用の申告書があります。)	
山 林	山林の伐採や立木の譲渡			